

平成22年第4回那須塩原市議会定例会

議事日程（第7号）

平成22年9月22日（水曜日）午前10時開議

- 日程第 1 議案第55号 平成22年度那須塩原市一般会計補正予算（第2号）
議案第56号 平成22年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
議案第57号 平成22年度那須塩原市老人保健特別会計補正予算（第1号）
議案第58号 平成22年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
議案第59号 平成22年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算（第1号）
議案第60号 平成22年度那須塩原市下水道事業特別会計補正予算（第1号）
議案第61号 平成22年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
議案第62号 平成22年度那須塩原市温泉事業特別会計補正予算（第1号）
議案第63号 平成22年度那須塩原市墓地事業特別会計補正予算（第1号）
議案第65号 那須塩原市職員の給与に関する条例の一部改正について
議案第66号 公の施設の指定管理者の指定について
請願・陳情等について
（各常任委員長報告、質疑、討論、採決）
- 日程第 2 認定第 1号 平成21年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について
認定第 2号 平成21年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 3号 平成21年度那須塩原市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 4号 平成21年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 5号 平成21年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 6号 平成21年度那須塩原市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 7号 平成21年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 8号 平成21年度那須塩原市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 9号 平成21年度那須塩原市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第10号 平成21年度那須塩原市温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第11号 平成21年度那須塩原市墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第12号 平成21年度那須塩原市水道事業会計決算認定について
（特別委員長報告、質疑、討論、採決）
- 日程第 3 議員の派遣について
（採決）
- 日程第 4 報告第23号 専決処分の報告について〔損害賠償の額の決定及び和解〕

(報告)

日程第 5 報告第 2 4 号 専決処分の報告について〔損害賠償の額の決定及び和解〕

(報告)

日程第 6 発議第 7 号 塩原視力障害センターの存続を求める意見書の提出について

(提案説明、質疑、討論、採決)

出席議員（29名）

1番	櫻田貴久君	2番	鈴木伸彦君
3番	松田寛人君	4番	大野恭男君
5番	平山武君	6番	伊藤豊美君
7番	磯飛清君	8番	岡本真芳君
9番	鈴木紀君	10番	高久好一君
11番	眞壁俊郎君	12番	岡部瑞穂君
13番	齋藤寿一君	14番	中村芳隆君
15番	人見菊一君	16番	早乙女順子君
17番	植木弘行君	19番	関谷暢之君
20番	平山啓子君	21番	木下幸英君
22番	君島一郎君	23番	室井俊吾君
24番	山本はるひ君	25番	東泉富士夫君
26番	相馬義一君	27番	吉成伸一君
28番	玉野宏君	29番	菊地弘明君
30番	若松東征君		

欠席議員（なし）

説明のために出席した者の職氏名

市長	栗川仁君	副市長	君島寛君
副市長	松下昇君	教育長	井上敏和君
企画部長	石川健君	企画情報課長	古内貢君
総務部長	増田徹君	総務課長	金丸俊彦君
財政課長	佐藤行雄君	生活環境部長	松本睦男君
環境管理課長	齋藤正夫君	保健福祉部長	室井忠雄君
福祉事務所長	長山治美君	社会福祉課長	成瀬充君
産業観光部長	三森忠一君	農務畜産課長	玉木宇志君
建設部長	田代哲夫君	都市計画課長	山口和雄君
上下水道部長	江連彰君	水道管理課長	薄井正行君
教育部長	平山照夫君	教育総務課長	山崎稔君

会計管理者	楡	木	保	雄	君	選管・監査・ 固定資産評 価委員会 事務局長 西那須野 支所長	荒	川	正	君
農業委員会 事務局長	人	見		順	君		鈴	木	健	司
塩原支所長	臼	井		淨	君					

本会議に出席した事務局職員

議会事務局長	斉	藤		誠	議事課長	齋	藤	兼	次
議事調査係長	稲	見	一	美	議事調査係	小	平	裕	二
議事調査係	人	見	栄	作	議事調査係	佐	藤	吉	将

開議 午前10時00分

開議の宣告

議長（君島一郎君） 散会前に引き続き、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は29名であります。

議事日程の報告

議長（君島一郎君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

議案第55号～議案第63号及び
議案第65号～66号及び請願・陳情等の各常任委員長報告、
質疑、討論、採決

議長（君島一郎君） 日程第1、議案第55号から議案第63号まで及び議案第65号から議案第66号までの11件及び請願・陳情等については関係常任委員会に付託してあります。

各常任委員長は一括して審査の結果を報告願います。

初めに、総務企画常任委員長の報告を求めます。

14番、中村芳隆君。

〔総務企画常任委員長 中村芳隆君登壇〕
総務企画常任委員長（中村芳隆君） 皆さん、おはようございます。

総務企画常任委員会の審査結果についてご報告いたします。

平成22年第4回那須塩原市議会定例会において、当委員会に付託された案件は、補正予算案件1件、条例案件1件、その他の案件1件の計3件であり

ます。

これらを審査するため、9月14日火曜日、15日水曜日の2日間、午前10時から第1委員会室において、委員出席のもと、執行部から部長、各課長の出席を求め、審査を行いました。

以下は、その経過と結果であります。

まず、議案第55号 平成22年度那須塩原市一般会計補正予算（第2号）の審査結果について説明は省略し、主な質疑等を中心に申し上げます。

西那須野支所の質疑では、窓口業務で使用するレジスターについて購入ではなくリースで配備する理由はとの質疑に対し、メンテナンスの必要性等からリースとしたいとの答弁がなされました。

総務部財政課の質疑では、施設振興公社職員の退職金について、今後どのように取り扱いが変わるのか、また現在の職員と将来の職員との取り扱いに違いが生じるのかとの質疑に対し、今まで公社独自で管理していたものから中小企業退職金共済へ切りかえを行うものであり、現在の職員及び将来の職員に及ぶものであるとの答弁がなされました。

議案第55号については、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第65号 那須塩原市職員の給与に関する条例の一部改正についての審査結果について申し上げます。

今回の改正は、職員の給与において条例未整備のまま控除をしていた職員互助会費等について、明確な規定に基づき控除できるようにするものであります。

議案第65号については、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第66号 公の施設の指定管理者の指定についての審査結果について申し上げます。

質疑では、公の指定管理者の選定において問題

はないかとの質疑に対し、選考委員会で十分審議された結果に基づくものであり、公募による結果であるとの答弁がありました。

また、青木サッカー場の天然芝の管理について、指定管理者が適切に管理し得るのかとの質疑に対し、現時点で管理運営業務を委託されており、実績を有する企業であるため問題ないと考えるとの答弁がありました。

討論では、反対討論で指定管理者の選考において、その透明性が確保されているとは言えないこと、また民間企業の参入をしやすくし質を高める競争を導入すべきであること、業務を集約して発注することにより市が抱えるリスクを大きくしているのではないかとのことから、議案第66号には賛成できないとの反対討論がありました。

議案第66号については、賛成多数、賛成4名、反対2名で可決すべきものと決しました。

以上が、総務企画常任委員会の審査結果の報告であります。

議員各位におかれましては、当委員会の決定どおり賛同賜りますようお願いを申し上げます、報告といたします。

議長（君島一郎君） 総務企画常任委員長の報告が終わりました。

次に、福祉教育常任委員長の報告を求めます。

24番、山本はるひ君。

〔福祉教育常任委員長 山本はるひ君登壇〕

福祉教育常任委員長（山本はるひ君） それでは、福祉教育常任委員会の審査の経過と結果についてご報告いたします。

平成22年第4回那須塩原市議会定例会において、当常任委員会に付託された案件は、予算案件5件、陳情2件、その他の案件1件の計8件でございます。

これらの審査をするため、9月14日火曜日、午後1時から、15日水曜日午前10時から、第4委員会室において、委員8名全員出席のもと、執行部から部長、課長等の出席を求め、審査を行いました。

なお、9月14日は午前9時から委員全員による塩原視力障害センターの現地調査を実施しております。

まず議案第55号 平成22年度那須塩原市一般会計補正予算（第2号）の審査結果について、説明は省略し、主な質疑等を中心に申し上げます。

教育総務課では、黒磯学校給食共同調理場の洗浄室の改善の内容についての質疑に対し、クーラーはあるが高温多湿になる洗浄室の作業をする人に対する労働環境の改善なので、湿気と熱を外に出すという工事を考えていると説明がありました。

なお、教育委員会事務局教育部、市民福祉部については、以上のほかに質疑等はなく、議案第55号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第56号 平成22年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の審査結果について申し上げます。

今回の補正は、事業費の不足が見込まれるものの対応と、平成21年度決算に伴う繰越金の整理及び国庫支出金等の精算による予算変更が主なものです。

議案第56号は、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第57号 平成22年度那須塩原市老人保健特別会計補正予算（第1号）の審査結果について申し上げます。

今回の補正は、平成21年度決算に伴う繰越金の整理及び国庫支出金等の精算による予算変更です。

議案第57号は、全員異議なく可決すべきものと

決しました。

次に、議案第58号 平成22年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の審査結果について申し上げます。

今回の補正は、平成21年度決算に伴う繰越金の整理による予算変更です。

議案第58号は、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第59号 平成22年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算（第1号）の審査結果について申し上げます。

今回の補正は、平成21年度決算に伴う繰越金の整理及び国庫支出金等の精算による予算変更です。

議案第59号は、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第66号 公の施設の指定管理者の指定について審査結果と経過を申し上げます。

委員からは、申請団体の経営状況で低い数字、2点となっていることについて詳細に説明されたいと質疑がありました。

執行部からは選定基準に従うと2点になってしまうが、過去5年間についても調べて、今後の業績の伸び方の予測、ヒアリングの結果から選定しても安心ということで指定したと答弁がありました。

議案第66号 公の施設の指定管理者の指定については、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、陳情第2号 「保険でより良い歯科医療の実現を求める」意見書採択の陳情について、審査経過と結果を申し上げます。

初めに、執行部に対し、どのような見解をお持ちか伺いました。それに対しては、保険のきく範囲の拡大は国民健康保険の負担もふえることになるが、保険加入者にだけ負担を強いることはでき

ないので、国からの措置がないとやりくりが大変になってくると思うとのことでした。

さらに、栃木県保険医協会についてどのような団体かと質疑があり、事務局書記から、県内の歯科についてはおおむね4割の461名、歯科についてはおおむね3割の292名と、勤務医26名が加入する任意の団体だと報告がありました。

2人の委員から採択賛成意見があり、その内容は歯科医療については保険の適用範囲が限られているので妥当な陳情、要望だと思う。今後の歯科を考えると採択でいいと思うというものでした。

継続すべきとする意見は5人の委員から出され、歯科衛生士等の養成所の廃校、定員割れについては十分実態を調べてから検討したい。歯科治療についての価格差は大きいですが、基本的には保険適用になるので、この陳情の文面だけでは具体的なものが書かれていないので判断しづらい、慎重に判断したいというものでした。

採決の結果、継続に賛成の委員が5人で、陳情第2号 「保険でより良い歯科医療の実現を求める」意見書採択の陳情については、継続すべきものとすることに決しました。

次に、陳情第3号 「塩原視力障害センターの存続を求める意見書」提出に関する陳情について、審査経過と結果を申し上げます。

当委員会では、審査に先立ち塩原にあるセンターを訪れ、職員の方々から説明を受けるとともに施設の調査をいたしました。

審査では、まず市に対しても同様の要望書が出されているとのことで、執行部の意見を求めました。執行部からは、この施設は全国でも数少ない貴重な施設で、地域とのかかわりもできているので、このまま存続させたいという考えで、意見書の提出を考えていると発言がありました。

委員からは、地域に貢献していること、利用者

は東北、北関東、甲信越という広いエリアで、施設には増設したばかりの新しいものがある、OBのための講座を開設して生活を支援しているなど、存続を求めることに賛成の意見が多数出されました。

賛成討論でも同様のことが述べられ、陳情第3号「塩原視力障害センターの存続を求める意見書」提出に関する陳情は、全員異議なく採択すべきものと決しました。

以上をもちまして、福祉教育常任委員会の審議の経過と結果の報告といたします。

議長（君島一郎君）福祉教育常任委員長の報告が終わりました。

次に、産業環境常任委員長の報告を求めます。
28番、玉野宏君。

〔産業環境常任委員長 玉野 宏君登壇〕
産業環境常任委員長（玉野 宏君）産業環境常任委員会の審査の経過と結果について、ご報告をいたします。

平成22年第4回那須塩原市議会定例会において、当委員会に付託された案件は、補正予算案件3件とその他の案件1件の計4件であります。

これらを審査するため、去る9月14日と15日の2日間、第3委員会室において委員出席のもと、所管の部長、課長等関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

以下は、その審査の経過と結果であります。報告に当たりましては各委員から出された質疑等を中心に申し上げます。

初めに、議案第55号平成22年度那須塩原市一般会計補正予算（第2号）について申し上げます。

まず、農業委員会事務局から申し上げます。

今回の補正の農地制度実施円滑化事業は、農地法改正により市内遊休農地の調査を実施するものであります。

委員から、調査の概要はの質疑に対し、平成19年に遊休農地の現地調査を行っているが、今回はすべての農地を対象として調査を行う。遊休農地の確定とあわせて今後の遊休農地の利用予定等の追跡調査も行うとの答弁がありました。

次に、産業観光部農務畜産課について申し上げます。

堆肥センター管理運営事業、水分調整用おがくずの購入について、搬入されるふん尿の含水量がふえたことが原因であるのかに対し、説明会等地道にお願いや指導をしてきた結果、スラリーを畑にまかず堆肥センターに持ち込む量がふえたことも起因しているとのことであり、搬入ふん尿の全体量に対するスラリーの割合は平成19年度が6.7%、20年度は7.1%で、21年度9.4%、22年度の4月から8月の実績では12.7%になっているとの答弁がありました。

また、緊急雇用創出事業の那須塩原ブランドPR業務でのホームページを立ち上げることに對して、委員から、見やすく、わかりやすい、だれもが目を引くようなホームページを期待したいとのことがありました。

次に、農林整備課について申し上げます。

林業振興対策費の林業・木材産業構造改革事業の補助金については、県北木材協同組合に対する補助金であるが、今後も運営関係等で補助をしていくことになるのかの質疑に、この補助金は組合に対して杉集成材加工を主体とした設備資金3億5,000万円のうち1億7,500万円を国庫補助で行うものであり、市及び県から補助は一切なく、今後の運営に対しても補助金の支出はない旨の答弁がありました。

次に、商工観光課について申し上げます。

緊急雇用創出事業の観光施設美化業務の雇用と内容は、対し、雇用は2名を予定しており、観光

施設の草取り、清掃や簡易な修繕などにより美化を促進するとの説明がありました。

次に、生活環境部環境管理課について申し上げます。

衛生費雑入については、大田原火葬場の前年度実績による還付で、大田原火葬場は前年度において来年度の見込み額を年2回に分けて納入し、翌年度実績により精算を行うものであり、91万3,000円が還付になったとの説明がありました。

また、委員から、環境基金活用で補正により環境対策課において、ごみ減量化対策として剪定枝・落ち葉回収事業等を予定しているが、これ以外に基金として使い方を考えているものはあるのかに対し、今回は環境基金からの初めての事業で、環境対策課において実施するものである。今後はこの結果を踏まえ、有効なものであれば新たに加えていきたいとの答弁がありました。

次に、環境対策課について申し上げます。

環境基金活用事業の剪定枝・落ち葉回収事業、回収した剪定枝・落ち葉を原料におが粉を製造する事業について、現在クリーンセンターに持ち込まれ焼却処理されている原料となる剪定枝・落ち葉の量にはに対し、年間200トンである。この分焼却費用も減り二酸化炭素の排出量も減ることになるとの回答がありました。

また、廃食用油回収事業で廃食用油の回収の方法はに対し、市役所、支所、出張所に回収ボックスを設置し、ペットボトルによる回収を行うとの説明がありました。

次に、生活課について申し上げます。

消費生活センター管理運営費、旅費については、新任者1名の相談員養成研修会参加のための費用弁償で、栃木県庁で開催されるものであり、JR鉄道・バス代との説明がありました。

委員から、機能強化の部分で所長以下6人体制

で対応というが、相談件数の推移はに対し、ここ数年相談件数は徐々に減っている。平成20年度は824件、平成21年度は736件、今年度は8月まで261件で、前年と比較して同時期でも減っている。理由は明確ではないが、啓発活動や出前講座等が功を奏している部分もあると思うとの答弁がありました。

議案第55号 平成22年度那須塩原市一般会計補正予算(第2号)については、全員異議なく可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第62号 平成22年度那須塩原市温泉事業特別会計補正予算(第1号)について申し上げます。

上・中塩原温泉管理事業施設維持管理事業の修繕費、配湯ポンプ、仕切弁、電動弁交換について、老朽化というが前回交換した時期はに対し、昭和58年供用開始以来初めての交換であるとの回答がありました。

議案第62号 平成22年度那須塩原市温泉事業特別会計補正予算(第1号)については、全員異議なく可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第63号 平成22年度那須塩原市墓地事業特別会計補正予算(第1号)については、平成21年度決算に伴う繰越金の整理を行うものであり、全員異議なく可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第66号 公の施設の指定管理者の指定についてを申し上げます。

本案は、市営駐車場、市営駐輪場と八郎ヶ原放牧場及び塩原温泉天皇の間記念公園の指定管理者を指定するものであります。

八郎ヶ原放牧場の指定管理者については、応募団体が1社となっているが周知等に問題はないのか、何か理由は考えられるのかに対し、公募についての問題はない。放牧場の管理については、こ

の放牧場は特殊な地域にあり、管理面でも専用の機械をそろえる必要があるために新規参入が難しいところがあったと理解する。今後の公募際にはできるだけ他の業者が手を挙げやすい条件整備をしていきたいとの答弁がありました。

議案第66号 公の施設の指定管理者の指定については、全員異議なく可決すべきものと決しました。

以上が、当委員会に付託された案件の審査の経過と結果であります。議員各位におかれましては、当委員会の決定どおりご賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（君島一郎君） 産業環境常任委員長の報告が終わりました。

次に、建設水道常任委員長の報告を求めます。

7番、磯飛清君。

〔建設水道常任委員長 磯飛 清君登壇〕
建設水道常任委員長（磯飛 清君） 建設水道常任委員会の審査結果についてご報告いたします。

平成22年第4回那須塩原市議会定例会において当委員会に付託された案件は、予算案件3件、その他の案件1件の計4件であります。これらを審査するため、9月14、15日の2日間、午前10時から第2委員会室において委員全員出席のもと、執行部から部長、各課長等の出席を求め審査を行いました。

以下は、審査の経過と結果であります。報告に当たりましては各委員から出された質疑等を中心に報告いたします。

初めに、議案第55号 平成22年度那須塩原市一般会計補正予算（第2号）について報告いたします。

まず、上下水道部について報告いたします。

下水道課では、平成21年度決算に伴う繰越金の整理による補正であるとの説明があり、委員から

の質疑はありませんでした。

次に、建設部について報告いたします。

都市整備課では、歳入国庫補助事業において、職員給与費や消耗品等の事務費が今年度から補助対象外になったことに伴う減額であるとの説明や、歳出で市営住宅管理運営事業における臨時職員1名分の賃金等の追加であるとの説明がありました。

また、債務負担行為補正では、塩原地区都市公園3カ所の管理業務委託に関し、平成27年度までの期間で限度額を300万円とする追加であるとの説明がありました。

委員からの質疑はありませんでした。

道路課では、緊急雇用創出事業の市道清掃業務補助は草刈りだけでなく除雪も含まれるのか、また雇用者はどのような人を考えているかとの質疑があり、10月から予定しているため、初めのうちは草刈りや道路のパッチング等の通常の道路維持に関する補助が主である。除雪に関しては、早朝の時間帯は無理かと思うが、作業時間の範囲内であれば対応してもらおう。雇用はハローワーク等に紹介し、離職者を採用する予定で考えているとの答弁がありました。

また、社会資本整備総合交付金事業では、国庫補助の減額に伴い大幅な減額補正となっているが、事業計画のおくれをどの程度見込んでいるかとの質疑に対し、事業費の減額に伴い各路線の年度割りの変更となるため二、三年のおくれが予想されるが、路線によってはそれ以上おくれしてしまう可能性もあるとの答弁がありました。

議案第55号 平成22年度那須塩原市一般会計補正予算（第2号）については、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第60号 平成22年度那須塩原市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

委員からは、特定環境保全公共下水道事業債について、起債の充当率は、補助事業と単独事業の場合で違うのかとの質疑があり、補助事業では90%、単独事業では95%であるとの答弁がありました。

議案第60号 平成22年度那須塩原市下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第61号 平成22年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

本案は、平成21年度決算に伴う繰越金の整理による補正であるとの説明があり、委員からの質疑はありませんでした。

議案第61号 平成22年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）については、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第66号 公の施設の指定管理者の指定について申し上げます。

本案は、塩原地区の3公園の管理について、社団法人那須塩原市シルバー人材センターを指定管理者とするもので、期間は平成23年4月1日から28年3月31日までの5カ年であるとの説明や、指定管理者選定委員会で審査を行った結果、利用者サービスの向上、経費縮減を図るなど、施設の設置目的を理解した適切な管理を行っているほか、現に指定管理者として管理を行っていることから、安定した施設の維持管理が期待できるとの理由から同センターが選定されたとの説明がありました。

委員からの質疑はありませんでした。

議案第66号 公の施設の指定管理者の指定については、全員異議なく可決すべきものと決しました。

以上が、建設水道常任委員会の審査結果の報告であります。

議員各位におかれましては、当委員会の決定どおりご賛同を賜りますようお願いを申し上げます。報告といたします。

議長（君島一郎君） 建設水道常任委員長の報告が終わりました。

以上で、各常任委員長の審査結果の報告が終わりました。

各常任委員長の報告に対し、質疑を許します。質疑ございませんか。

〔発言する人なし〕

議長（君島一郎君） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、各常任委員長の報告に基づき、討論、採決を行います。

まず、議案第65号 那須塩原市職員の給与に関する条例の一部改正については討論の通告者がおりませんので、討論を省略いたします。

採決いたします。

議案第65号については、総務企画常任委員長報告のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、議案第65号については原案のとおり可決されました。

次に、議案第55号 平成22年度那須塩原市一般会計補正予算（第2号）について討論を許します。16番、早乙女順子君。

〔16番 早乙女順子君登壇〕

16番（早乙女順子君） 議案第55号 平成22年度那須塩原市一般会計補正予算について、反対討論をいたします。

この予算には、指定管理者の指定に関する施設の管理業務委託に対する債務負担行為が設定され

ています。今年度青木サッカー場の施設管理業務を遂行できる唯一の法人として、特定の団体として随意契約を結んでおります。この団体が来年度から青木サッカー場も加えた体育施設の指定管理者の候補者として提案されてきています。

選考の過程が透明性が保てなく、公平といえないものでした。その上、青木サッカー場も加えた体育施設の募集要項の応募申請資格に平成22年度4月1日現在那須塩原市内に本社や事業所を有する法人等という一文を今回から新たに加えました。このことにより、実質一法人しか応募できる資格のある団体はなくなりました。指定管理者を選ぶ、選考をするということを実質ないものいたしました。これらは意図的でなくても問題です。公募のやり直しに値する行為です。そのことから債務負担行為を設定して行う指定管理者の指定に関する施設の中の青木サッカー場を含む体育施設の指定管理者の候補の選考において、指定管理者制度の趣旨に反する募集要項自体が無効であり、それによって選ばれる指定管理者の候補者も無効とするため、それを前提としての業務委託に対する債務負担行為の設定は指定管理者の選考が適正に行われた後ですべきこととなりますので、那須塩原市一般会計補正予算は認められません。

議長（君島一郎君） 3番、松田寛人君。

〔3番 松田寛人君登壇〕

3番（松田寛人君） 議席番号3番、松田です。

議案第55号 平成22年度那須塩原市一般会計補正予算について、賛成の立場で討論いたします。

今回の補正は、平成21年度決算に伴う前年度繰越金の整理及び国庫補助制度見直しに伴う事業の予算措置であります。

歳出では、介護施設開設準備経費助成や児童手当の増額のほか、環境基金事業のごみ軽減対策費、緊急雇用創出事業など市民生活に密着した事業の

増額が行われております。

また、21年度決算確定に伴い合併特例債や臨時財政対策債を大幅に減額し、逆に財政調整基金、減債基金への積み立てを行い、同時に予備費に多額の計上をするなど、将来の負担を軽くしようとする努力のあとが見られ、非常に堅実な財政運営がされていると評価できるものであります。

よって、議案第55号 平成22年度那須塩原市一般会計補正予算については賛成いたします。

以上です。

議長（君島一郎君） 10番、高久好一君。

〔10番 高久好一君登壇〕

10番（高久好一君） 皆さん、おはようございます。10番、高久好一です。

議案第55号 平成22年度那須塩原市一般会計補正予算（第2号）について、反対する討論です。

今回の補正は、平成21年度決算に伴う繰越金の整理と国庫補助制度の見直しに伴う事業費の整理等に7億1,111万円を増額し、歳入歳出の総額をそれぞれ391億3,048万円とするものです。

反対する理由は、債務負担行為設定を行い、13の業務委託を指定管理費が合計9億927万5,000円を限度として計上されています。指定管理期間はA L Tが22から23年度、残りの12の業務は期間が22から27年度とするものです。この制度は、市や町が自治体の責任で直接業務を担って地域に貢献すべき事業を、財界の要請に沿って人件費と管理費の縮減を主な目的として民間に委託するものです。企業の目的は利益追求であり、福祉や教育の分野の事業に企業はなじまないなど、企業参入を前提としている指定管理者制度の仕組みも同様に問題となります。結果として住民サービスの低下を招き、地域経済を地盤沈下させるものと5年前の導入のときからこの制度に反対する意思を変えるべき事例は今も見つかっていません。

指定管理者制度に関しては、那須塩原市で事故や不祥事が起こっていないものの、ふじみ市のプールでの子どもの事故死や仙台市の屋内プールでのオープン初日に天井が地震で落下しけが人が出た事故、ハッピースマイル保育園では経営者の他の業務の借財と業務放棄による経営難など、例を挙げれば切りがありません。

那須塩原市の再指定に当たって公募が行われた中、全国同様既存の組織が実績を背景に指定を勝ち取る場合が多く、新設の施設でも既存の組織が勝ち取っています。しかし、選定不可となるべき評価の数値が出たにもかかわらず、業者がただし書きの総合評価で選定されたことについては認めるべきではありません。全国でも問題が起きるのは、情報や応募が不足し応募者が評価値に達せず、直営になっては困るので無理をして選定したという場合に発生することが多いと言われています。公募しても応募は1社しかなく競争が働かないのも問題です。環境基金から656万円を繰り入れ、ごみ減量対策費としておが粉の製造に関する整備を行い、剪定枝・落ち葉の回収を11月から1年間試行期間として行います。

また、食用廃油の回収とバイオディーゼルを行うとしています。しかし、環境基金は3,000万円が原資であるにもかかわらず残りの用途が明確にされていません。高くして市民が困っている45リッター50円のごみの袋の売り上げによる利益が原資になっていることから考えれば、ごみ袋の引き下げを行い市民に還元することこそ真っ先に行うべきです。ごみ袋の値段が高くないとごみの減量がうまくいかないという考えは既に破綻しています。分別と資源化によって減量が進んでいることを国も認めています。高いままにしておく理由は全くありません。ごみの袋の値下げを要求するものです。

農林水産業に1億5,918万円を追加します。林業振興対策費として1億7,500万円を12の業者がそのままでは使えない杉、ヒノキの集成材をつくる事業に充当するとしています。現在は安い輸入外材に押され林業は衰退していますが、遠くから経費をかけ運んでくる外材が、経済的にも日本の風土にも合うはずがありません。住民から日本の商社によって森が切り払われ荒地地に変えられたと環境破壊の告発が行われています。いずれ外材の輸入は行き詰まるものと思われます。ドイツでは、林業が雇用と創出額で自動車産業をしのぐとまで言われています。産廃から自然を守り、那須塩原市の豊かな森林資源を生かした産業の創出が求められています。

基幹産業である酪農には、自給の飼料作物を増産のために支援を強めること、基幹作物の米には戸別補償と所得補償を行い、アクセス米輸入はやめ、しっかりとした国強措置を行うよう国への要請を行うべきです。

地域産業には総合計画だけではなく新たに産業振興条例を制定し、中小商工業を支援し、小規模事業で登録する業者にも結果的に受注があるのではなく、計画的に仕事を発注すべきです。市民サービスを低下させず予算の効果的な執行を行い、多様な市民ニーズにこたえ、市民の営業と暮らしを守り、那須塩原市本来の仕事ができるよう要望し、議案第55号 平成22年度那須塩原市一般会計補正予算（第2号）について反対する討論を終わります。

議長（君島一郎君） 以上で、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第55号については、総務企画、福祉教育、産業環境、建設水道の各常任委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（君島一郎君） 起立多数。

よって、議案第55号については原案のとおり可決されました。

次に、議案第56号 平成22年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）から議案第63号 平成22年度那須塩原市墓地事業特別会計補正予算（第1号）までの8件については討論の通告者がおられませんので、討論を省略いたします。

採決いたします。

議案第56号から議案第63号までの8件については、福祉教育、産業環境、建設水道の各常任委員長報告のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、議案第56号から議案第63号までの8件については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第66号 公の施設の指定管理者の指定について討論を許します。

16番、早乙女順子君。

〔16番 早乙女順子君登壇〕

16番（早乙女順子君） では、議案第66号 公の施設における指定管理者の指定について、反対討論いたします。

2003年9月に地方自治法の一部を改正する法律が施行され、那須塩原市では2006年度から管理委託制度から指定管理者制度に移行いたしました。今回は5年の指定期間を終了した公の施設と新たに追加した施設の管理運営のため、指定管理者の候補者として選考された団体を指定管理者に指定するための議案です。

指定管理者制度は、指定という行政処分で、地方自治法の契約に関する規定が適用されないようになってしまいました。つまり、住民監査請求などの住民によるチェックと改善の手続が法的に保

障されないということです。そのため、選考、選定に際しての不正防止は最大限の注意を要する事項となり、最終的に指定の議決をする議会の役割が重要となりました。

那須塩原市では応募者の審査は指定管理者選定委員会で行っていますが、副市長と各部長の内部だけで構成する委員会で行っています。透明性を確保するためには委員に外部有識者を入れるべきと制度導入時に申し上げましたが、聞き入れられませんでした。外部委員が入っていませんから委員会が選定を公正かつ適正に行っているかまで議会でチェックしなくてはなりません。気を引き締めて指定管理者の候補者の選定内容をチェックしました。

今回提案された中で、体育施設の指定管理者の候補者を選ぶ過程はお世辞にも透明性を確保したもとはいえませんでした。それは合否基準を選定途中で追加して、不合格となった者を合格としたからです。選定の合否基準の中に、各審査項目の中に1カ所でも2点以下がある場合は不合格とするとあります。体育施設の指定管理者に応募してきた団体は1団体で、2点と算定された項目が2カ所もありました。本来でしたらこれで不合格と指定管理者の候補者が該当なしとなるはずでした。しかし、選定委員が、ただし、最終的な合否は総合的に判断し決定するとのただし書きを合否基準に追加して、ただし書きどおり、総合的に判断して合格といたしました。

この団体は、経営の健全性と経営の安定性、どちらも2点で不合格のはずでした。でも、指定管理者以外の事業の投資で経常利益がマイナスとなり、自己資本比率が0%未満となったが、今後事業的に採算がとれる見込みなので、それらを総合的に判断した結果、経営的に大丈夫と判断し、合格としたようです。この時代に過剰投資をしても

経営的に安全と判断したようです。応募した団体が1カ所であるため、ほかに選びようがなく苦渋の選択とも思いましたが、不合格となる団体を救済するために基準を追加する手法に疑問を持ちました。

選考委員会の選定を公平かつ適正に行うという使命に反していると思います。本来、公平かつ適正な選考とするなら、基準どおり不合格として再度公募をすべきものなのですが、この団体以外に応募できる団体がない、募集要項になっていることが判明いたしました。再度募集してもこの団体しか応募できないのです。最初からこの団体しか応募できない募集要項となっていました。ですから、応募団体が1団体でほかに応募してきた団体がないはずで

5年前の指定管理者制度導入時に応募の数が少なくて競争原理も働かず、競争によるサービスの質の向上を期待しても、数社ではそれを望めないと言いましたが、それどころか行政が特定の事業者しか応募できないよう募集要項をつくりかえ、特定の業者を選ぶとは思ってもよかったです。そのからくりはこうです。昨年度末3月に今年度の青木サッカー場施設管理業務委託を随意契約で特定の団体と契約いたしました。随意契約の理由は、天然芝グラウンド管理を追加して継続して行うものであり、期間も指定管理者に移行するまでの1年間という暫定的なものであることから、市体育施設の業務管理の実績があり、市内で唯一当該業務を遂行できるとの理由でした。市内で唯一青木サッカー場の施設管理業務を遂行できる団体として随意契約を結んだのです。市内で、この団体しか青木サッカー場の施設管理業務ができないとしながら、青木サッカー場も加えた体育施設の応募要項の募集申請資格に平成22年4月1日現在那須塩原市内に本社や事業所を有する法人等とい

う一文を、今回から新たに加えました。

先ほど述べましたが、市内に唯一だから随意契約としてことしから青木サッカー場の施設管理業務委託したはずで

す。1カ所しかないという理由に使ったのは教育委員会スポーツ振興課です。それなのに教育委員会が体育施設の指定管理者の応募要件に新たに市内にある法人と限定しました。その結果、青木サッカー場の施設管理業務を随意契約した団体しか応募できる団体はなくなったのです。他市町村からは応募できませんし、市内でもその法人が唯一といっているのですから、ほかに応募できる団体はいないはずで

す。青木サッカー場の施設管理業務を随意契約した法人以外だれも応募できません。そういう状態になっていたのです。

教育委員会では、指定管理者に応募できる団体が市内に複数いるので、市内にある法人と限定しても支障がない、今回は応募をしてこなかっただけと言いたいでしょう、きっと。でも、そうすると随意契約では唯一といっていたので、今度は虚偽の理由で随意契約を結んだということになってしまいます。3月25日が随意契約の入札日になっていますので、4月1日までの6日間でもう1カ所サッカー場の施設管理ができる団体が市内に誕生でもしない限り、青木サッカー場の施設管理業務を含んだ体育施設の指定管理者は随意契約を結んだ特定の団体しか存在しないということになります。平成22年4月1日現在那須塩原市に本社や事業所を有する法人という一文を加えたことが、特定の団体に限定し指定管理者制度の選ぶという行為を奪っているのです。

以上により、指定管理者の趣旨に反している募集要項自体が無効であり、それに従って選ばれた指定管理者の候補者も無効であります。よって、体育施設の含まれる公の施設における指定管理者

の指定については認めることはできません。5年前の指定管理者の指定は3月議会でも間に合っています。青木サッカー場を含む体育施設の指定管理者に関して公正な公募と選考を行い、その上、再度提案し直して公平性と透明性を確保してください。また、指定管理者選定委員会が機能していないことも明確です。外部の有識者を加えることを求めます。

以上として、公の施設における指定管理者の指定についての反対討論といたします。

議長（君島一郎君） 13番、齋藤寿一君。

〔13番 齋藤寿一君登壇〕

13番（齋藤寿一君） 議案第66号 公の施設の指定管理者の指定について、賛成の立場で討論いたします。

私は、福祉教育常任委員でございますので、本定例会の常任委員会における審査の対象になった那須塩原市体育施設（くろいそ運動場外6施設）の指定管理者の指定について焦点を絞って討論いたします。

今回指定管理者に選定された那須ヘルスセンター株式会社は、議案資料によりますと昭和35年11月30日に設立され、再来月には創業50年を迎える会社であります。実績、経験ともに十分で、運動施設の維持管理業務のみならず運動技術の指導やその情報提供などを業務として営業しているようにございます。

さて、今回の指定管理者の選定に当たっては4つの審査基準が設けられております。まず1つ目の審査基準は、利用者の平等な利用の確保であります。その中の審査項目1、利用者の平等な利用の確保の得点は3点にとどまりましたが、2の利用者に対するサービスの向上においては6点満点の5点を獲得しております。2つ目の審査基準は、事業計画の内容が施設の効用の最大限発揮と管理

経営の縮減であります。その中の審査項目1、施設の効果的な活用は4点、の管理経費の縮減は5点であります。3つ目の審査基準は、事業計画に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力であります。その中の審査項目1、施設の適切な維持管理は5点、2の施設の適切な運営は4点であります。そして今回の質疑にもありましたが、最後の審査基準の申請団体の経営状況において審査項目1、経営の健全性が4点満点中2点、

の経営の安定性も6点満点中基準に満たない2点でありました。46点満点中30点を獲得し、合否ラインの25点を大きくクリアしているものの、審査項目基準に満たない2点がありました。そのため、申請団体の経営状況を聴取した結果、過去の経営状況は良好であったものの、市の中心市街地活性化事業の目玉施設である「すすいスクエア・アクアス」にスイミングプールとフィットネスジムをオープンさせたため、その駐車場用地・フィットネス機器等の用地や設備投資による一時的な経営収支の悪化であったことが判明したものであります。しかし、直近の経営状況が審査の対象であったため、選定委員会では2点をつけざるを得なかったわけであります。しかし、今回の体育施設の指定管理者への応募はこの1社しかなかったため、過去の経営状況は良好であったことや、今後もこの会社が経営するスポーツクラブの会員増など経営の安定が見込まれるため、総合的な事情を勘案して指定管理者に選定したものと聞いております。

応募団体が複数でしかも合否ラインの25点を上回ってかつ2点以下の審査項目がない団体があれば、当然その団体が選定されたこととなりますが、しかし今回は応募団体が1社であったためのいわばやむを得ない措置であります。手続上特に疑義を生じるものではないと思われ、審査基準におい

てもサービスの向上、管理経費の縮減、施設の適切な運営の3項目で高得点を獲得し、現在スポーツクラブを運営しているため施設管理に精通しており、現に指定管理者として施設管理を行っていることから、安定した施設の維持管理と効果的な活用の向上が期待できるとともに、市内業者の育成という観点からも結果としては妥当な選定であると思われる。

しかし、季下に冠を正さずという言葉があるように、やはり念には念を入れ、審査基準そのものに特別の事情を追加勘案する場合は再度応募団体を募るなどの方法も視野に入れるべきではなかったでしょうか。また、審査項目の経営状況においては、単年度ではなく直近5年間の経営状況を対象にするなど、審査基準そのものの見直しも必要ではないでしょうか。今回の事例を貴重な経験と生かし、指定管理者の選定についてはさらなる制度の充実のために努力をしていただきたいというふうに思います。

以上のような要望を述べまして、議案第66号 公の施設の指定管理者の指定について、賛成をいたします。

議長（君島一郎君） 5番、平山武君。

〔5番 平山 武君登壇〕

5番（平山 武君） 議席5番、平山武です。

議案第66号 公の施設の指定管理者の指定について、賛成の立場で討論をいたします。

今回の指定管理者の指定につきましては、前回平成18年度に初めて指定管理者制度を導入し、管理者の選定を行った時点でのいろいろな課題を踏まえ、従前にもまして選定の公平性、透明性の確保、情報公開の充実、競争性の確保を図るため、審査時における聞き取り調査の実施や方法、市ホームページによる情報の提供等に努めた経過は認めることができます。しかしながら、応募者が1社し

かない中で選定せざるを得ない状況や、選定基準の運用等における課題が残されたことも事実であります。これらは指定管理者制度を運用するに当たっての共通課題であると考えますが、今後の選定に当たっては今回の課題を十二分に踏まえ、多くの業者に参入の機会を与え、競争性を高めるための募集条件、特に財務状況等の審査の基準の見直し、さらには一層の透明性の確保のための取り組み等の検討を要望し、議案第66号 公の施設の指定管理者の指定について賛成をいたします。議長（君島一郎君） 以上で討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第66号については、総務企画、福祉教育、産業環境、建設水道の各常任委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（君島一郎君） 起立多数。

よって、議案第66号については原案のとおり可決されました。

次に、請願・陳情について。

陳情第3号について討論を許します。

10番、高久好一君。

〔10番 高久好一君登壇〕

10番（高久好一君） 10番、高久好一です。

陳情第3号 「塩原視力障害センターの存続を求める意見書」を国に提出する陳情書について、賛成する討論です。

公務員削減の一環として厚生労働省は昨年夏、国立塩原視力障害センターを2012年度末をもって廃止する方針を打ち出しました。前の政権では、利用当事者との話し合いを行ってから結論を出すという政府の約束が守られないまま、廃止が一方向的に決定された施設の一つでもあります。民主党を中心とする新しい政権にかわっても廃止の計画

はそのまま見直されず、来年度の利用者募集が停止されようとしています。

塩原視力障害センターは1948年旧塩原御用邸跡地に厚生省直轄の視力障害者厚生施設国立塩原光明寮として開設され、1953年あんま、マッサージ、はり・きゅう師養成施設の認定を受け1964年国立塩原視力障害センターと改称されました。病気や事故による中途失明や視力障害のある方のための日常生活に必要な技能を身につけるための自立訓練と、あんま、マッサージ、はり・きゅう師などの養成をする利用教育課程があり、生活自立から支援まで一貫したサービスを提供する障害者支援施設です。国立の障害者支援施設は全国に5カ所しかなく、8月1日現在理療教育課程24人、自立訓練7人、計31人が利用しています。利用者は関東から東北まで1都9県に及びますが、38.7%が栃木県出身者です。

国は、利用者が定員に満たないことを廃止の理由にしていますが、多くの方がこの施設の存在を知るのに大変な苦勞のすえにたどり着いたとしています。ニーズが減ったのではなく、視力障害センターの存在を知らせる情報の提供が全く不足していたといえます。今厳しい経済状況の中で利用者負担も利用減の要因の一つですが、減免制度の周知や手続の支援も不足しています。利用者からは、この施設に出会えて生きていく希望の光が見えた、なくさないでほしいと切望しています。国による一方的な行政改革、公務員削減でこのようなかけがえのない施設の廃止は国民と視覚障害者にとって大きな損失であり、障害者福祉の後退です。障害者がみずから選択した地域で自立した生活を営むことができる環境をつくり、塩原視力障害センターを存続させ、就労支援と利用者募集の継続を強く求めるものです。

よって、陳情第3号 「塩原視力障害センター

の存続を求める意見書」を国に提出する陳情書について賛成し、討論を終わります。

議長（君島一郎君） 以上で討論を終結いたします。

陳情第3号について、福祉教育常任委員長報告は採択です。

採決いたします。

陳情第3号については、福祉教育常任委員長報告のとおり採択と決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第3号については採択と決しました。

陳情第2号については、福祉教育常任委員長報告のとおり継続審査となりましたので、ご報告いたします。

会議の途中ですが、ここで10分間休憩といたします。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時20分

議長（君島一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

認定第1号～認定第12号の決算審査特別委員長報告、質疑、討論、採決

議長（君島一郎君） 次に、日程第2、認定第1号 平成21年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定第12号 平成21年度那須

塩原市水道事業会計決算認定についてまでの12件については、決算審査特別委員会に付託してあります。

よって、決算審査特別委員長の審査結果の報告を求めます。

19番、関谷暢之君。

〔決算審査特別委員長 関谷暢之君登壇〕
決算審査特別委員長（関谷暢之君） それでは、決算審査特別委員会のご報告を申し上げます。

本特別委員会では、付託されました認定第1号平成21年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算から、認定第12号平成21年度那須塩原市水道事業会計決算までの、平成21年度決算12件について慎重に審査を行いました。

審査の実施期日は、9月14日、15日の2日間で、第1分科会については総務企画関連を第1委員会室において、第2分科会は福祉教育関連を第4委員会室において、第3分科会は産業環境関連を第3委員会室において、第4分科会は建設水道関連を第2委員会室において、それぞれ審査をいたしました。

審査の方法ですが、本定例会に提出された各会計の決算書、市政報告書及び監査委員から提出された各会計の決算審査意見書を参考にしながら、予算は適正かつ効率的に執行されているか、計数は適正か、また財産の管理、行政効果についてはどうかなどを基本に行いました。

なお、説明には各分科会ごとに所管の部長、局長以下、関係職員の出席を求めました。

その審査結果についてであります。各会計の歳入歳出はいずれも適正に処理され、予算執行に当たっては議会の議決に基づき適正かつ効率的に執行され、財産の管理及び基金の管理運用等についても良好に執行されており、いずれも妥当であると認められ、12件すべてが認定すべきものとさ

れました。

最後に、分科会審査の中における意見、要望等についてご報告をいたします。

なお、意見、要望等が出されたのは一般会計決算についてであります。

まず、第1分科会の主な要望等からご報告いたします。

総務課では、顧問弁護士は専門分野等をきちんと判断した上で選任してほしい。例規集については紙のものを縮減し、経費削減を目指してもらいたい。人事評価では、面接の重要性を十分認知して行ってほしいとの要望がありました。

収税課では、前納報奨金については率等の引き下げなどを検討してほしいとの要望がありました。

選挙管理委員会事務局では、選挙公報を充実させてほしいとの要望がありました。

企画情報課では、一部公民館において住民票、印鑑証明書の取得が可能になったが、今後も周知を徹底して普及に努めてほしいとの要望がありました。

次に、第2分科会の主な要望等を報告いたします。

社会福祉課では、今年度一斉改選になる民生委員、児童委員については、市民に対してしっかりと周知徹底を行ってほしいとの要望がありました。

保健課では、塩原保健センター管理運営事業について、耐震や防災の関係で問題があることは理解するが、温泉施設に関しては元気アップデイサービスなど温泉利用の強い要望があるので、運営委員会で審査検討してほしいとの要望がありました。

教育総務課では、西那須野学校給食共同調理場の作業中に発生した補修工事については、今後このようなことがないように指導してほしいとの要

望がありました。

スポーツ振興課では、那珂川河畔公園プールについては、利用者から滑り台がなくなった、日影が少ない、入場料が高くなったなどの声があることをわかってほしい。また、今年度オープンが見送られた青木サッカー場については芝の管理をきちんとしてほしいとの要望がありました。

次に、第3分科会の主な要望等を報告します。

農務畜産課では、観光地として那須高原ミルク街道の知名度は非常に低い、那須町と協力し積極的に広告PRをされたいとの要望がありました。

農林整備課では、桜の植栽については公共施設等に対し、日本桜の会の活用を勧められたいとの要望がありました。

商工観光課では、塩原温泉活性化推進協議会においてはさらなる有効的な事業の取り組みを期待したいとの要望がありました。

生活課では、ゆ～バスについては必要性、利便性を考慮し、市民が納得できる計画で進められたい。また、バス停を広告として利用できないか検討されたいとの要望がありました。

最後に、第4分科会の主な要望等を報告いたします。

道路課では、公共事業に伴い多くの残地が発生している。隣接地権者への買収を働きかけるなど有効利用を図られるように努めてもらいたいとの要望がありました。

これらが各分科会における意見、要望等であります。

以上で、決算審査特別委員会のご報告とさせていただきます。

議長（君島一郎君） 決算審査特別委員長の報告が終わりました。

決算審査特別委員長の報告に対し、質疑を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、決算審査特別委員長の報告に基づき討論、採決を行います。

まず、認定第1号 平成21年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について討論を許します。

16番、早乙女順子君。

〔16番 早乙女順子君登壇〕

16番（早乙女順子君） 認定第1号 平成21年度那須塩原市一般会計歳入歳出認定について、反対討論をいたします。

平成21年度の市政運営方針で市長は、市民とつくる協働のまちづくりをメインテーマに掲げ、6つの項目の基本的な考えを述べ、市民の要望や計画熟度を見きわめながら事業の選択と集中、緊急課題への財政配分の重点化、行政運営の効率化を念頭に編成を行ったことを表明しておりました。

決算を見ますと、緊急雇用創出事業では16課が延べ120人以上の雇用を行ったとのことですが、短期雇用の提供に終わり失業者の正規雇用につながっているとは考えられない状況です。そのような状況下、後期高齢者医療制度はなすすべもなく、すべての高齢者が安心して医療を受けられるような状況にはほど遠く、障害者自立支援の問題に対応できるような支援ができるわけでもなく、生活保護はふえ続け、雇用の悪化が拍車をかけた年でした。

平成21年度の塩原堆肥センターの運営はさらに悪化し、お荷物となっています。酪農廃棄物処理を個人に任さず行政が行うとの問題を建設前に指摘しましたが、合併前に決まったことと取り合わなかった経過があります。経費増の原因におが粉

の場内製造も決定打とはなりにくそうです。今後さらに改善を要します。

また、塩原温泉華の湯、もみじ谷大吊橋、塩原温泉湯っ歩の里の使用料は平成19年度をピークに減少し、観光客の減少を物語っています。ものをつくり誘客をする手法の見直しが求められます。多くの課題山積みです。

そして、福島大学に委託していた産業廃棄物処理施設の集中立地による環境破壊を防止するための立地規制等の方策についても、これといった進展もなく、産廃施設が途切れることなく設置されることを物語っている廃棄物処理施設等周辺整備事業助成寄附金を拒否することなく歳入に入れ続け、その上、同じ考えの第2期ごみ処理施設周辺整備事業に充当する寄附金も受けました。本来、市がすべきものを迷惑施設をつくらせてくれるかわりに廃棄物処理施設等周辺整備事業助成寄附金をもらい整備する、こんな那須塩原市の廃棄物行政の矛盾が解消できないままでした。

また、一般廃棄物行政の新たな課題である新しい分別区分によって、缶類はアルミと書かれた三角のリサイクルマーク、スチールと書かれた丸のリサイクルマークのみとなり、その他の缶類はすべて有料の不燃用の袋に入れて出すといったリサイクルに逆行する方法で収集が行われました。瓶はパッカー車で回収するためカレットどころか砂状になり、最終処分場に持ち込まれる量が多くなりました。今回、資源売り払い金が減ったことは単価が下がったことが大きな要因と答えていますが、資源回収量も減っているのではないのでしょうか。本来なら資源回収量はこの時点で大きくふえなくてはならないところですが、ふえることはありませんでした。資源化するものをふやし、無料で回収することで埋めるもの、燃やすものを減らさなくてはならないにもかかわらず、間違った分

別区分の誘導策で資源への誘導ができませんでした。

有料ごみ袋を導入して本来ならごみを減量すべきところ、有料の不燃用の袋に入れるものがふえてくるといった一般的な資源化の考え方と逆行した矛盾したシステムを採用したからです。特に、缶類は分別を徹底すると有料の袋を使う量がふえます。ごみの分別の徹底やごみの減量化、資源化の推進は名ばかりで、新しい事業である那須塩原クリーンセンターが稼働することに伴う経費増大の一部を市民に新たに負担させるための有料化です。本来は、ごみの有料化で短絡的にごみの減量化、資源化を図るのではなく、市民の意識改革を伴った一般廃棄物ごみ処理システムの導入でごみの減量化、資源化を図り、ひいては産廃施設が設置されないまちづくりを行う力にしなければならないのです。しかし産廃の反対運動をする自治体でありながら、一般廃棄物の処理システムは矛盾したシステムとなってしまいました。

人と自然が支え合うまちづくりで産業廃棄物対策の強化、ごみの減量化、適正処理などに取り組むと表明していましたが、手法に問題があり予算が生かし切れていません。特にクリーンセンターが稼働することに伴う経費増大の一部を市民に新たに負担させるだけのごみの有料化は、定着と同時に効果がなくなっていくでしょう。

以上、述べました理由により平成21年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については賛成できません。

議長（君島一郎君） 11番、眞壁俊郎君。

〔11番 眞壁俊郎君登壇〕

11番（眞壁俊郎君） 認定第1号 平成21年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論いたします。

平成21年度は当初予算において事務事業推進の

キーワードを重点と効率化とし、対前年比12.5%減、金額で56億6,000万円の減として、当初予算394億9,000万円でありました。健全財政を維持しつつ新たな市民ニーズや状況変化に的確かつ柔軟に対応できる予算といたしました。

決算においては、歳入で448億520万8,949円、歳出で429億6,099万9,315円となり、当初予算を大きく上回りました。これは国の緊急経済対策による地域活性化、公共投資臨時交付金、地域活性化・経済危機対策臨時交付金、緊急雇用創出事業などによる緊急措置によるもので、那須塩原市の経済対策や雇用対策に充てられたものです。

主な事業につきましては、定額給付金給付事業、地域情報化推進事業、那須塩原クリーンセンター管理運営事業、緊急雇用創出事業、ふるさと雇用再生事業など、新たな事業や緊急経済対策事業を実施いたしました。また、緊急課題である小中学校耐震改修事業を積極的に進めてきました。

決算収支は、歳入決算で448億520万8,949円、歳出決算で429億6,099万9,315円となり、翌年度へ繰り越すべき財産を差し引いた実質収支額は15億5,372万634円の黒字となっています。財政健全化判断比率及び資金不足比率は実質赤字比率、連結実質赤字比率はいずれも0%、実質公債費比率は12.8%、将来負担比率は56.4%であり、財政状況は健全と判断されます。また、その他の財政指標は財政力指数は昨年より若干悪化しておりますが、経常収支比率、公債費比率、公債費負担比率はいずれも昨年より改善されております。市税等の収納・収入状況は、市税分担金及び負担金、使用料及び手数料の収納・収入率はいずれも昨年より低下しております。

平成21年度の市政運営は百年に一度といわれる深刻な経済状況のもとで、切れ目のない迅速な経済、雇用対策の実施や市民の安全・安心のための

事業などを財政健全化を維持しつつ確実に実施いたしました。しかし、経済状況や雇用状況が厳しい中で市税などの収納・収入状況は悪化をたどっております。公平・公正な市政運営を行うために、より一層の収納・収入対策や、最小の経費で最大の効果が出る市民サービスを実施するよう要望し、認定第1号 平成21年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について賛成いたします。

議長（君島一郎君） 10番、高久好一君。

〔10番 高久好一君登壇〕

10番（高久好一君） 10番、高久好一です。

認定第1号 平成21年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について、反対する討論です。

那須塩原市は厳しい経済情勢や雇用情勢を踏まえつつ、3年目となる総合計画を着実に実施するとして、キーワードは重点化と効率化とし、新たな市民ニーズや状況の変化に的確かつ柔軟に対応する予算執行をとったとしています。

その結果、歳入では448億520万円、歳出では429億6,100万円となり、平成21年度の一般会計実質収支は15億5,372万円の黒字決算としています。平成21年度の特別会計では、実質収支は12億1,419万円とし、すべての会計で黒字決算としています。

以上のことから、那須塩原市の21年度の決算では一般会計、特別会計合わせて27億6,791万円の黒字決算ということになります。

市はここ数年、約27億から23億の間で黒字決算を重ねてきました。監査委員の意見にも述べられている一般会計、特別会計に係る収入未済額及び不納欠損額について見ると、収入未済額は約62億6,708万円で前年度と比較すると約2億8,720万円、4.8%増加し、この主な原因は市税、国民健康保険税で収入未済額がふえたためとしています。未済額及び不納欠損額の増加の懸念は昨年も指摘さ

れていました。

21年度は収納率について、国民健康保険税の現年度分と滞納繰越分を合わせた収納率は58.8%から57.3%と落ち、引き続き深刻と、国保収納率の厳しい現況を指摘しています。

財政調整基金と減債基金の残高の合計は29億4,432万円と昨年より1億9,522万円減少しているものの、財政環境の変化に対応する財源の確保がされていると言えるかと報告しています。自治体の財政力を示す財政力指数は0.811と前年度よりわずかながら改善されています。財政構造の弾力性を示す経常収支比率は94.2%と前年度の97.5%から3.3ポイント改善され、これは人件費の削減等によるものとしています。また、公債費比率は前年度の14.5%から11.7%と2.8ポイント減少させています。財政構造の健全性を示す公債費負担比率は18.3%と1.1ポイント減少したことなどから、数値による財政管理はわずかな数値の改善があるものの、大型事業が一段落し人員削減による効果と認めています。一方で、支所の窓口では住民サービスの低下を指摘する市民の声が聞かれています。財政は依然として厳しい状況にあり、弾力性を欠き、財政構造の硬直化の中にあることをあらわしています。財政運営の数値を改善する取り組みにはなお一層の努力が求められています。

全国の自治体が一般会計から国保財政への繰り入れを全国平均では1人当たり1万134円と25.9%ふやし、支援する中で那須塩原市の繰り入れは昨年より1億1,796万円ふやしていますが、その伸び率は9%です。栃木県の自治体平均は1人当たり1,685円と少ない上に1,402円と15.8%減らしたことになります。市民は国保税が高くて払い切れない中、市の収納率が低いため調整交付金減額の制裁ペナルティを受けるという悪循環の中にいます。市民の命と健康を守るセーフティネッ

トとしての国民健康保険証は3月末で資格証の発行は県内第3位、1,169世帯、県平均の4%を超え市内の国保世帯1万9,531の6%を占めています。短期証の発行も県内では第1位で3,165世帯、加入世帯の16.2%を占めています。一般会計からの繰り入れをふやし那須塩原市の裁量で特別な事情の範囲を広げ、資格証の発行はやめ、加入者のすべての世帯に国保証が届くようにするべきです。

介護保険への繰り入れは8億3,774万円と9.9%ふえています。施設入所待ちが7月末で293人、今後改善が図られるとされていますが、施設介護従事者への支援も欠かせません。保険料を払っているのに、利用料の負担が多くて使いたくても経済的に利用できないという介護保険制度の欠陥による慢性的な利用抑制の状態は早急に改善すべきです。

保育所関係では、入所待機児童が22年4月1日現在で5人となりました。民間の保育所が新設されることにより一時的に減ったものですが、厳しい経済状況の中で今後待機児がふえることが懸念されています。市民が求めている公立保育所の増設による抜本的な早期解消が求められています。

これからの財政運営には、市民サービスを低下させず予算の効果的な執行を行い、事務事業の見直し、市税等の自主財源の確保と多様な市民ニーズにこたえる住民サービスが確保できるよう、市民の命と暮らしを守るという那須塩原市本来の仕事ができるよう要望し、認定第1号 平成21年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について反対するものです。

議長（君島一郎君） 以上で、討論を終結いたします。

採決いたします。

認定第1号については、決算審査特別委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求め

ます。

〔賛成者起立〕

議長（君島一郎君） 起立多数。

よって、認定第1号については原案のとおり認定されました。

次に、認定第2号 平成21年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、討論を許します。

10番、高久好一君。

〔10番 高久好一君登壇〕

10番（高久好一君） 10番、高久好一です。

認定第2号 平成21年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、反対する討論です。

那須塩原市の国保加入世帯は1万9,643世帯、被保険者は3万8,185人で昨年度より162世帯、285人の減少です。本市の全世帯、全人口に占める割合で見ると44.8%の世帯、被保険者数では32.7%となっています。

歳入の総額は123億3,237万円と昨年度比0.3%減とし、歳出の総額を113億6,337万円と昨年比で2%の減としています。歳入歳出差引額は9億6,900万円を翌年度に繰り越すとするものです。那須塩原市の国民健康保険については最も大きな課題は、予算の資料にも書いてある歳入総額の32.5%を占める保険料の収納率を引き上げることを最大の目標とし、全国的にも多い資格証の発行をいかに減らすかに尽きます。

市町村の国保財政が厳しくなった最大の原因は、国が国庫負担を大きく減らし続けてきたからです。県も、財政的には全国でも豊かな位置にあるにもかかわらず、今までの土木建設箱物偏重を重ねた結果行き詰まり、緊縮財政を敷かざるを得なくなったのです。県から市や町への県民1人当たりの国保財政の支援は他県の1割以下と少なかったの

ですが、栃木県など34の都府県が22年度はゼロになりました。那須塩原市は、新しい滞納者を出さない対策として収税課を新設し、臨戸訪問、差し押さえ、軽自動車税もコンビニ収納など収納対策を強化してきました。市民にとっては厳しい雇用不安の中、市の国保税が高くて払い切れないという状況が続いています。

市は、収納率の向上を初めとする財源の確保、医療費の適正化の推進など歳出削減にも努めるとしてきました。しかし、収納率は県内市町の最下位を5年連続して続け、21年度は82.85%と少し改善されましたが、滞納繰り越しを含めると58.8%から57.3%と落ち厳しい状況が続きます。

監査委員の意見では、特に国民健康保険税はと前置きし、現年度と滞納繰り越しを合わせた収納率が前年度に引き続き深刻な状態と指摘しています。収納率の結果、市は収納割合による普通調整基金の減額率11%のペナルティで、昨年より220万円多い16,381万円の減額制裁を受けることになりました。収納率は23年には総合計画にある86.6%に達するとしています。しかし、努力して総合計画の86.6%に達しても調整交付金の減額率7%のペナルティを受け続けるという厳しい現状があります。行財政改革プランの収納率88%の目標も再検討すべきです。

21年3月末の資格証の発行は1,169世帯、県内平均の4%を上回る6%で第3位、これを脅かす短期証の発行は3,165世帯、16.2%と県内第1位となっています。後期高齢者のほうに優良納入者が移ってしまい、構造改革による雇用破壊が行われ、受け皿となる国保が生活困窮者を抱える厳しい財政運営になっている中、市民は国保の保険料は高くて払えず滞納率がふえる悪循環の中に陥っていることは明らかです。新しい滞納者をつくらないという対策の動きは、22年になって185件が

参加した納税相談会が開かれる形で行われ、次回の計画もあるということに期待するものです。結果はこれからとじていますが、最終的には納めてもらうことが大切です。全国の自治体が一般会計からの繰り入れを全国平均では1人当たり1万と134円と25.9%ふやし、国保会計を支援していますが、那須塩原市の繰り入れも昨年より1億1,796万円ふやしていますが、伸び率は9%です。栃木県の自治体平均は1人当たり1,685円と少ない上に1,402円と15.8%減らしたことになります。一般会計から国保への繰り入れをふやし、那須塩原市の裁量で特別な事情の範囲を広げ、新たに新設された生活困窮も活用し、資格証の発行はやめて加入世帯のすべてに国民健康保険証が行き届くようにする必要があります。

全国の3割の市町村では、さいたま市のように資格証を発行することをやめています。制裁を課して資格証を発行しても、結果として診療がおくれ病状の悪化を招き、医療費の増大につながり、収納意欲の低下を招くという理由からです。那須塩原市の21年度の決算では、国民健康保険税の特別会計では9億6,900万円の黒字で、これを繰り越しとしています。一般会計と特別会計を合わせて27億6,791万の黒字決算ということになりました。この1割に満たない予算で国保料の1世帯1万円の引き下げを行うことができます。運営協議会で検討という答弁も出てきましたが、早急な対応が求められています。

監査委員の報告も、財政調整基金と減債基金の残高の合計は29億4,332万と昨年より1億9,522万円減少しているものの、財政環境の変化に対応する財源の確保はされているといえるとしています。ことしも言い続けます。国保料が高く市民が払い切れず収納率が低い国から削減される調整交付金のペナルティ、収納率を引き上げ悪循環を断

ち切るためにも国保料の1世帯1万円の引き下げを行うべきです。

認定第2号 平成21年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定に反対する討論を終わります。

議長（君島一郎君） 29番、菊地弘明君。

〔29番 菊地弘明君登壇〕

29番（菊地弘明君） 認定第2号 平成21年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論いたします。

国保事業において、保険給付費を管理していくことは容易ではなく、その意味では必要とされる保険給付費に見合う財源を確保することが市の取り組みの基本になります。課税所得そのものが伸び悩み、保険給付費の伸びに見合う歳入の確保が困難で、市は保険者の責務と国民皆保険制度を堅持する考えのもと、一般会計からの繰り入れにより均衡を図っております。

国保財政はまさに危機に瀕しております。そういう中において、収入未済額及び不納欠損額をふやさないためには実効性のある滞納整理の対策が必要であると思います。しかしながら、市は保険者の責務として、将来にわたり市民が安心して医療を受けることができる体制づくりに向け、この厳しい状況を改善していく必要があり、市民の理解に基づきながら国保財政の収支均衡を図るべく総合的な取り組みが求められております。

平成21年度の決算を見ますと、後期高齢者支援金が後期高齢者の医療費用増加に伴ってふえるなど、依然として厳しい財政運営が続いております。また、新型インフルエンザの猛威も記憶に新しいところでございます。

一方、市当局も大変な努力をしております。その一例を紹介しますと、医療費適正化特別対策事業ではレセプトデータのオンライン化を図り、8

名のレセプト点検員を6名に減らし、事務改善を図り、600万円弱の賃金ながら約1,351万円の財政効果を得るなど随所に努力のあとを見とることができます。

今後、ますます財源確保の努力を重ねられ、市民が安心して医療が受けられる基盤づくりができますようなお一層の奮闘を期待し、賛成討論いたします。

議長（君島一郎君） 以上で討論を終結いたします。

採決いたします。

認定第2号については、決算審査特別委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（君島一郎君） 起立多数。

よって、認定第2号については原案のとおり認定されました。

次に、認定第3号 平成21年度那須塩原市老人保健特別会計歳入歳出決算認定については討論の通告者がないので、討論を省略いたします。

採決いたします。

認定第3号については、決算審査特別委員長報告のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、認定第3号については原案のとおり認定されました。

次に、認定第4号 平成21年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、討論を許します。

10番、高久好一君。

〔10番 高久好一君登壇〕

10番（高久好一君） 10番、高久好一です。

認定第4号 平成21年度那須塩原市後期高齢者

医療特別会計歳入歳出決算認定について反対する討論です。

那須塩原市の後期高齢者被保険者数は1万559人です。後期高齢者医療制度は20年度から始まり、運営は栃木県後期高齢者医療広域連合が行っています。那須塩原市の場合、人口が11万6,000人であるため、広域連合には市長と議長の2人が広域連合議員として参加しています。歳入では、総額が6億8,872万円で昨年より6.8%の増、歳出では総額が6億7,437万円で8.2%の増になっています。歳入差引額は1,435万円となり、翌年度に繰り越しとするものです。

後期高齢者医療制度は75歳以上の人まで資格証の発行を制度化しました。国民の強い憤りと運動の前に、国に相談してから資格証を発行するという形になり、事実上発行はありません。しかし、保険料が払えず滞納し正規の保険証は取り上げられ短期証に切りかえられた高齢者が全国で1.7倍と大幅にふえていることがわかりました。中央社会保障推進協議会が全国調査し、16日発表したものです。短期証の発行は昨年比べて30の県で増加しました。特に発行がゼロだった6都県で大幅に発行された中で、減少したのは広島県など10の県にとどまりました。神奈川県のように短期証を発行していない県や、発行をゼロとした宮崎県もあります。後期高齢者医療制度を運営している都道府県広域連合が集計している短期保険証発行数は、8月1日現在41都道府県の合計で3万2,961県となりました。この数字の中に栃木県広域連合は含まれておりません。残りの6県のうち、青森、愛知、兵庫、愛媛、熊本の5県は調査中としています。栃木県の広域連合だけが9月15日現在まで短期証の公表を拒否と回答しています。市長と議長にはしっかりと対応をお願いしておきます。

中央社会保障推進協議会の事務局長は、所得が

低く保険料が払えない高齢者がふえているのです。短期証で期限が切れ病院にかかれず手おくれになり、死亡に至る深刻な事例がふえていますと、後期高齢者医療制度の非情さを改めて指摘しています。那須塩原市の短期証発行件数は253人で昨年より53人ふえ、26.5%の増となっています。きめ細やかな対応が求められています。後期高齢者医療制度は高齢者を年齢で差別し、医療費削減を目的とする大変過酷で無慈悲な制度です。

高齢者を中心とする憤り、この制度では高齢者の健康を守らないとした多くの医師会、700近い自治体の意見書、広範な国民の運動で自民・公明の政権は再三の見直しに追い込まれた中で政権から退場させられます。民主党を中心とする新政権は、後期高齢者医療制度の廃止を公約にしていますが、公約の後退を繰り返し、廃止を4年後に引き延ばし、財界の求めに従ってこのうば捨て山医療制度をさらに65歳まで拡大する方向で改悪を進めようとしています。

その試案では、後期高齢者医療制度に加入させられた1,400万人のうち210万人は企業の健保組合などの被用者保険に入ります。それ以外の1,200万人に上る高齢者は国民健康保険に加入するという言葉で誘い、高齢者医療費の1割相当の保険料の負担を課す、別勘定の制度に組み込みます。年齢で区分する別勘定の制度をつくったのは、医療費が際限なく上がっていく痛みを後期高齢者自身の感覚で感じ取っていただくため、そうしています。現役世代に重い支援金を課して後期医療費を負担させる仕組みとしたことで、現役世代にも医療費抑制の圧力をかけさせるねらいも明らかです。ここに高齢者を人間としての尊厳を踏みにじり、長寿を喜べないような立場に追い込んだ後期高齢者医療制度の非人間性の根幹があります。

後期高齢者医療制度の廃止は待ったなしの課題

です。私たち日本共産党は、この制度は財界の要請に応じて議案として提出されたときから、高齢者いじめの制度として反対を貫いてきました。後期高齢者医療制度の導入前まで、お年寄りのいる世帯は保険証の取り上げは原則対象外だったのです。命に直結する問題だからです。高齢者から無慈悲に保険証を取り上げることは断じて許されません。

東京の日の出町と石川県の川北町などは日本一高齢者にやさしい町を目指すという考えから、75歳以上を対象とした後期高齢者医療制度の自己負担分を町が全額負担し、実質無料化することを決めました。後期高齢者医療制度を無料化した3つの自治体の出現は、高齢者医療制度の目指すべき方向を指し示す羅針盤となっています。お年寄りと子どもが安心して暮らせる世の中こそ、だれもが安心して暮らせる世の中につながります。大企業には行き過ぎた減税と補助金、庶民には増税と庶民が頼りの社会保障をずたずたに壊してしまったのが構造改革です。所得低迷と負担増の上に若者の就職難という不安が市民を襲っています。

高齢市民の健康と生命を守るという那須塩原市本来の仕事ができるよう要望し、認定第4号 平成21年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について反対するものです。

議長（君島一郎君） 25番、東泉富士夫君。

〔25番 東泉富士夫君登壇〕

25番（東泉富士夫君） 議席番号25番、東泉富士夫です。

認定第4号 平成21年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論いたします。

後期高齢者医療制度は、医療費の適正化を目的に平成18年6月に医療制度改革法が成立したことに伴い、平成20年4月から施行されました。他の

健康保険等から独立した新しい医療保険制度でありました。この制度が始まる前は、75歳以上の高齢者は国民健康保険等と老人保健から医療を受けてまいりましたが、老人保健法が廃止されたため、自動的に脱退し病院の窓口では医療保険証プラス老人医療受給証の2枚を提示しなければなりませんでした。後期高齢者医療被保険者証1枚を提示すればよくなりました。この制度は独立したものだそうですが、市が加入する栃木県が設置した栃木県後期高齢者医療広域連合が保険者となり、被保険者の資格管理や保険料の算定、医療費支給などの運営を行い、保険料の徴収、被保険者証の引き渡しなどの事務手続は各市区町村が行っているわけであります。

栃木県の後期高齢者医療広域連合のホームページを見ますと、急速な高齢化等の進展に伴い医療費の増大が見込まれる中、高齢者の皆様と現役世代の方々の負担の明確化を図りますとともに、すべての市や町で構成された都道府県単位の広域連合を運営主体とすることで、安定した財政運営を図り、将来にわたって持続可能な医療制度とするためと書いてありますが、例えば、高齢者の方が病院に行かなくても済むようなさまざまな施策を那須塩原市が独自に行っていたとしても、栃木県全体のスケールの中で飲み込まれてしまうのではないかなどの疑問も浮かんでまいります。将来的に後期高齢者医療制度の被保険者が増加し、現役世代が減少するため、被保険者の保険料割合が増加することが予想されています。

この新しい制度についてはまだまだ紆余曲折が予想され、私たち議員もどのような医療保険制度が本市にとってよいのか、市民のためによいのか、その推移に注目して研究を重ねなければなりません。そのようなことを勸案しますと、現時点においてまだ評価の定まらない制度であり、また納付

金として広域連合に納めているお金の決算でもありますので、執行部には制度の研究とさまざまな情報の発信をお願いいたしまして、認定第4号平成21年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については賛成いたします。

議長（君島一郎君） 以上で討論を終結いたします。

採決いたします。

認定第4号については、決算審査特別委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（君島一郎君） 起立多数。

よって、認定第4号については原案のとおり認定されました。

次に、認定第5号平成21年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、討論を許します。

16番、早乙女順子君。

〔16番 早乙女順子君登壇〕

16番（早乙女順子君） 認定第5号平成21年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、反対討論いたします。

2000年、平成12年に日本の福祉制度を根本から変えた介護保険制度がスタートしました。介護保険制度は福祉を措置から選択に変え、画期的な制度と言われました。でも、制度改正や介護報酬の改定、要介護認定の手直しのたびにその内容が複雑になり、給付と負担の関係がわかりにくくなりました。また、介護給付の抑制が進んで、特にひとり暮らしの高齢者の在宅での生活が支えられなくなってきました。

平成21年度介護保険特別会計は、新報酬体系で第4期介護保険事業計画に基づき新たな保険料を算出し、予算を編成しています。しかし、その直

後に介護の必要度を判定する要介護認定の審査基準について、厚生労働省は4月から適用する調査方法を再度見直し、判定基準の一部を修正する方針を明らかにするなど、国の迷走に振り回されました。

平成21年4月には、要介護認定の調査項目が改正されて、介護度が低く認定される傾向が顕著で、事業者や市民から反発が起き、改定の内容の見直しが行われました。その間一時的に認定結果を以前の要介護度のままか新しい認定結果に従うかを利用者にあらかじめ選択させる方法がとられ、混乱を招きました。特に、介護度が低く認定が出る傾向が続き、被害等々出て介護サービスが利用できない人まであらわれました。必要な人に必要なサービスが提供できなくなりました。また一方で在宅での介護が長期化、重度化し、在宅での生活に限界を感じる人も多くなりました。こんな状況ですが、介護保険はなくてはならない制度です。

平成21年度は第4期介護保険事業計画の初年度です。平成21年度の介護保険事業計画は、今までの利用を前提に需要供給量を推計して保険料を決め、介護保険特別会計は予算編成しています。利用抑制を図った予算ではないと言いましたが、やはり暫定期間の半年が過ぎてからは新しい要介護認定の結果、要介護度が実際より低く判定され、結果的には利用抑制となり、要介護者は困りました。それを市は国に従うだけで、ただ見守るだけで対策をとっていたとは思えませんでした。

計画に位置づけられている介護予防事業として始まった介護予防特定高齢者施策も成果が出ないうちに厚労省は見直しのためのパブリックコメントを行っているありさまです。国が勝手に導入して勝手に見直しを行っています。本来、介護保険制度は地方分権の先取りの制度、市町村が主体的に市民とともに作り上げる制度としてスタート

したはずで、国に振り回される制度ではなかったはずで、でも介護保険は変貌しています。ここで市はしっかりとスタート時に立ち返り、介護が必要となった場合でも個人として尊重され、住みなれた地域でその人らしく暮らしていけるような介護保険制度を、市民とともに再構築すべきです。

そのために、まず介護保険運営協議会に介護保険が抱えるさまざまな問題を協議してもらうことです。でも、9月決算議会が始まって介護保険運営協議会は開催されず、介護保険事業計画の事業報告書もできていないありさまです。介護保険運営協議会は市長の諮問に応じて介護保険事業に関する事項を審議し、必要な意見を述べることができるだけでなく、介護保険事業計画に定めた計画期間の数値目標について進捗状況を確認し、その評価を行うこともします。ですから、9月になっても介護保険運営協議会が開催されていないことは、計画期間の数値目標について進捗状況を確認し、その評価を行っていない。また、運営協議会の委員の意見を聞いていないということです。運営協議会を形骸化させています。議会で決算が認定されてから運営協議会を開催したのでは、時期が遅いのです。予算のときも同様に、予算議会前に運営協議会で事業計画を審議しなくては意味がありません。運営協議会には、予算審議の前に事業計画を審議していただき、決算の前には事業報告をお示しして評価していただく、これが基本です。

以上のように、適正な時期に運営協議会が開催されていない問題と低く認定が出る傾向が続き、必要な人に必要なサービスが提供できなくなっていること、在宅での介護が長期化、重度化し、在宅での生活に限界を感じる人が多くなっている課題に対しての取り組みが不十分であることから、

平成21年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算には賛成できません。

議長（君島一郎君） 8番、岡本真芳君。

〔8番 岡本真芳君登壇〕

8番（岡本真芳君） 議席8番、那須塩原21の岡本真芳であります。

認定第5号 平成21年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論をいたします。

平成21年度末の高齢者人口は2万2,756人、高齢化率は実に19.46%であり、本市のおおむね5人に1人が65歳以上の高齢者であるという状況であります。また、平成20年度末から平成21年度末の高齢者人口の伸び率が2.8%であるのに対し、要介護・要支援認定者数の伸び率は4.2%となっております。介護保険サービスを利用する高齢者がふえる中、介護保険制度が果たす役割は非常に大きいものと考えております。人はだれでも、いつまでも元気で自分らしく、生き生きと、そして住みなれた自宅や地域で暮らし続けたいと願っておりますが、このための介護保険制度は要介護・要支援状態になることを予防するとともに、要介護状態になった場合にも可能な限り住みなれた地域において、自立した日常生活を送れるよう支援する制度であります。

平成21年度の介護保険特別会計歳出のうち、保険給付費は48億1,479万1,657円、地域支援事業費は1億4,234万5,414円であり、平成20年度に比べそれぞれ6.6%と12.4%の伸びになっておりますが、適正な介護認定、保険給付と介護予防事業を中心とした地域支援事業の実施などにより、適正に運営されたものと考えられます。

高齢者人口は団塊の世代の高齢化などにより今後ともふえ続け、高齢者率は平成27年に24%、2025年には30%になるものと予想されていることから、

今後ますます介護保険サービスの需要が高まると予測されます。現在、国においては平成24年度の制度改正に向けて持続可能な制度とすることを目指しながら、独居高齢者、認知症高齢者等の支援、特別養護老人ホームへの入所待機者、家族介護者への支援、介護人材の処遇等々の問題について検討が加えられているところです。

一方、本市においても認知症高齢者グループホームや小規模多機能型居宅介護事業所のほか、市内初の地域密着型特別養護老人ホームが開設予定となっております。介護サービス基盤の整備による質の高いサービスの提供と、地域包括支援センターを中心とした介護予防と地域包括支援事業が充実されていくものと考えております。より多くの高齢者が住みなれた地域で生き生きと暮らせるよう支援する介護保険制度となることを期待しつつ、認定第5号 平成21年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について賛成をいたします。

以上です。

議長（君島一郎君） 以上で討論を終結いたします。

採決いたします。

認定第5号については、決算審査特別委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（君島一郎君） 起立多数。

よって、認定第5号については原案のとおり認定されました。

次に、認定第6号 平成21年度那須塩原市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定から、認定第12号 平成21年度那須塩原市水道事業会計決算認定についてまでの7件については、討論の通告者おりませんので、討論を省略いたします。

採決いたします。

認定第6号から認定第12号までの7件については、決算審査特別委員長報告のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、認定第6号から認定第12号までの7件については、原案のとおり認定されました。

議員の派遣について

議長（君島一郎君） 日程第3、議員の派遣についてを議題といたします。

議会運営委員長並びに総務企画・産業環境・建設水道常任委員長から、会議規則第160条の規定によりお手元に配付しました視察研修実施計画書が提出されております。

お諮りいたします。

これを承認することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、計画書のとおりこれを承認することに決しました。

議会運営委員長並びに各常任委員長は、視察の結果を次の定例会において報告願います。

次に、敬清会代表、26番、相馬義一君、那須塩原21代表の14番、中村芳隆君、新生つばさ代表の13番、齋藤寿一君、真心会代表の30番、若松東征君から、会議規則第160条の規定により、お手元に配付いたしました会派視察研修の計画書が提出されております。

お諮りいたします。

これを許可することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、計画書のとおりこれを許可することに決しました。

報告第23号及び第24号の上程、説明

議長（君島一郎君） 次に、お諮りします。

日程第4、報告第23号 専決処分の報告について及び日程第5、報告第24号 専決処分の報告についての2件を一括議題といたしたいと思っておりますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、報告第23号及び報告第24号の2件を一括議題といたします。

本案について報告を求めます。

副市長。

〔副市長 君島 寛君登壇〕

副市長（君島 寛君） 報告第23号及び第24号の2件につきまして、一括して提案のご説明を申し上げます。

これらは、いずれも地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額の決定及び和解について専決処分いたしましたものを、同条第2項の規定によりご報告するものであります。

まず、報告第23号につきまして申し上げます。

議案書は1ページから2ページ、議案資料はございません。

本件は、平成22年8月5日、西那須野中学校正門前の市道交差点内で発生した車両事故に関し損害賠償の額を決定し、和解したものであります。

事故の状況につきましては、市側車両が交差点に進入した際、左方から走行してきた相手側車両と衝突し、相手側車両の右後部側面と当方車両の

左前面部を破損したものであります。損害額は市側が21万1,992円、相手側が16万5,669円で、両者協議の結果、市側80%、相手側20%の過失割合とし、市は相手方に対する責任額13万2,535円から相手方の責任額4万2,398円を差し引いた額9万137円を相手方に支払い、今後、この件に関して双方とも異議を申し立てないことで和解が成立いたしました。

次に、報告第24号につきまして申し上げます。議案書3ページから4ページ、議案資料はございません。

本件は、平成22年7月10日、無栗屋地内の市道笹沼無栗屋線において発生した事故に関し損害賠償の額を決定し、和解したものであります。

事故の状況につきましては、相手方車両が市道を走行中に路面上に開いていた穴のために左側前後輪のタイヤ及びホイールを破損したもので、車両の損害について両者協議の結果、市側60%、相手側40%の過失割合で示談が成立し、市から相手側に損害賠償金4万2,588円を支払い、今後、この件に関して双方とも異議を申し立てないことで和解が成立いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

議長（君島一郎君） 報告、説明が終わりました。

発議第7号の上程、説明、質疑、

討論、採決

議長（君島一郎君） 次に、日程第6、発議第7号 塩原視力障害センターの存続を求める意見書の提出についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

福祉教育常任委員長、24番、山本はるひ君。

〔福祉教育常任委員長 山本はるひ君登壇〕

壇〕

福祉教育常任委員長（山本はるひ君） 発議第7号 塩原視力障害センターの存続を求める意見書の提出について、ご説明申し上げます。

塩原視力障害センターについては、昨年9月に平成24年度廃止が発表されました。しかし、このセンターは視覚障害者に対する自立訓練、医療教育が一貫して行える拠点施設ということで、その果たす役割は大きなものがあります。また、長い歴史の中で地域住民と良好な関係を築いており、地域に欠かせない施設になっております。

障害者がみずから選択した地域で自立した生活を営むため、この施設の存続を強く要望し、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものです。

以上をもちまして、提案の説明といたします。

議長（君島一郎君） 説明が終わりました。

質疑を許します。

質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 討論がないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

発議第7号については、原案のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

市長あいさつ

議長（君島一郎君） 以上で、平成22年第4回那須塩原市定例会の議案はすべて終了いたしました。

閉会に当たり、市長からあいさつがあります。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

市長（栗川 仁君） 閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

去る9月3日から本日まで20日間にわたり開催されました第4回市議会定例会も、本日閉会の運びとなりました。

この間、議員の皆様には平成22年度那須塩原市一般会計補正予算や平成21年度各会計の決算認定など、合わせて31件の案件につきまして慎重にご審議をいただき、原案のとおりご決定を賜りましてまことにありがとうございました。

議案審議の過程や会派代表質問及び市政一般質問の場において、皆様から示されましたご意見等につきましては今後十分に検討させていただきたいと思っております。

なお、今回の議会において議案資料等について、昨年と同じ間違いを起こすなど事務処理上の不手際がありました。今後十分に注意をして取り組みますので、議員各位のご理解をお願いいたします。

さて、早いもので平成22年度も折り返しの時期を迎えます。本年度計画した各種事務事業につきましては、おおむね順調な進捗状況にありますが、より一層大きな実りとなるようさらに努力を重ねてまいります。

一方、国政におきましては菅改造内閣がスター

トをし、景気や雇用など経済対策を盛り込んだ今年度の補正予算や来年度の予算編成など、喫緊の課題の解決に向けた対応がなされるものと思われまます。先行きの不透明感は否めませんが、国、県の動向を注視しつつ、適宜、適切に対処してまいりたいと考えておりますので、皆様方のご支援とご協力をお願い申し上げます。

このような中で、本市におきましては那須塩原市合併5周年記念事業として10月16、17日の西那須野産業文化祭を皮切りに、10月23から24にかけての那須野巻狩まつり、11月3日の那須塩原市ハーフマラソン大会、さらには11月6日の合併5周年記念式典及び協働のまちづくり講演会、また11月10日には産業振興大会の開催など、市を挙げてのさまざまな事業を予定いたしております。

ご尽力を賜ります関係者及び関係機関の皆様から心から感謝を申し上げますとともに、議員の皆さんにおかれましてはぜひご参加をいただきますようお願い申し上げます。

これから秋本番となり、過ごしやすい季節を迎えますが、朝夕の冷え込みなど寒暖の差も大きくなります。皆様方におかれましては体調など崩されませんよう、健康の管理には十分留意され、引き続き市政の運営にご協力をお願い申し上げ、第4回那須塩原市議会定例会の閉会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。

大変ありがとうございました。

議長（君島一郎君） 市長からのあいさつが終わりました。

閉会の宣告

議長（君島一郎君） 閉会に当たり、ごあいさつ申し上げます。

去る9月3日から20日間にわたり開催されました平成22年第4回那須塩原市議会定例会は、提出されました議案につきましてご協力をいただき、ここに全議案の審議を終了することができました。各位のご協力に対し、心から御礼申し上げます。

執行部におかれましては、審議の過程の中で各議員から出されました意見、要望等を十分に検討し、市政に反映されますよう要望いたすところであります。

これをもちまして、本定例会を閉会いたします。
大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 零時39分

上記会議録を証するため下記署名する。

平成22年9月22日

議 長 君 島 一 郎

署 名 議 員 植 木 弘 行

署 名 議 員 関 谷 暢 之